

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 入札公告関連書類の修正に係る新旧対照表

平成27年9月10日

1 入札説明書

入札説明書において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
3	目次	別紙5 <u>整備費割賦料</u> 及び運営委託料の改定について	別紙5 <u>施設整備費割賦料</u> 及び運営委託料の改定について
5	前文	<p>(7)「<u>破碎残渣</u>」とは、搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを<u>破碎選別設備</u>で破碎・選別し、金属類などの有価物を回収した後に排出された残渣をいう。</p> <p>(16)「<u>破碎選別設備（破碎選別設備）</u>」とは、本施設のうち、不燃ごみ・粗大ごみを金属類、破碎残渣等に破碎選別する設備をいう。</p>	<p>(7)「<u>破碎残渣</u>」とは、搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを<u>前処理設備</u>で破碎・選別し、金属類などの有価物を回収した後に排出された残渣をいう。</p> <p>(16)「<u>前処理設備</u>」とは、本施設のうち、不燃ごみ・粗大ごみを金属類、破碎残渣等に破碎選別する設備をいう。</p>
6	前文	<p>(17)「<u>処理施設</u>」とは、本施設のうち、可燃ごみ及び破碎残渣を処理する施設をいう。</p> <p>(33)「<u>施設整備委託料</u>」とは、本施設的设计・建設業務の対価として施設整備費に基づき市からSPCに支払われる委託料をいい、建設時支払金、引渡時支払金及び<u>整備費割賦料</u>により構成される。</p>	<p>(17)「<u>処理施設</u>」とは、本施設のうち、可燃ごみ及び<u>焼却・溶融する破碎残渣</u>を処理する施設をいう。</p> <p>(33)「<u>施設整備委託料</u>」とは、本施設的设计・建設業務の対価として施設整備費に基づき市からSPCに支払われる委託料をいい、建設時支払金、引渡時支払金及び<u>施設整備費割賦料</u>により構成される。</p>
7	前文	<p>(37)「<u>整備費割賦料</u>」とは、本施設的设计・建設業務に係る費用の対価として、市がSPCに対して割賦で支払う料金をいい、施設整備委託料から建設時支払金及び引渡時支払金を除いた金額が元金となる。（略）</p> <p>—</p>	<p>(37)「<u>施設整備費割賦料</u>」とは、本施設的设计・建設業務に係る費用の対価として、市がSPCに対して割賦で支払う料金をいい、施設整備委託料から建設時支払金及び引渡時支払金を除いた金額が元金となる。（略）</p> <p><u>(43)「ごみ処理施設」</u>とは、本施設のうち、<u>処理施設、前処理設備</u>を総称していう。</p>

11	2(6)イ 施設に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 190 550 246">項目</th> <th data-bbox="550 190 949 246">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 246 550 414">処理能力</td> <td data-bbox="550 246 949 414"> 【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【破碎選別設備】 50トン／5時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 414 550 593">その他施設</td> <td data-bbox="550 414 949 593"> 【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略） </td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【破碎選別設備】 50トン／5時間	その他施設	【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 190 1061 246">項目</th> <th data-bbox="1061 190 1460 246">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 246 1061 414">処理能力</td> <td data-bbox="1061 246 1460 414"> 【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【前処理設備】 50トン／5時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 414 1061 593">その他施設</td> <td data-bbox="1061 414 1460 593"> 【ごみ処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略） </td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【前処理設備】 50トン／5時間	その他施設	【ごみ処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略）
項目	概要														
処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【破碎選別設備】 50トン／5時間														
その他施設	【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略）														
項目	概要														
処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【前処理設備】 50トン／5時間														
その他施設	【ごみ処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 （略）														
14	2(12)ア 本施設の設計・建設業務に係る対価	<p>（略）また、当該対価の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額は、整備費割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。</p>	<p>（略）また、当該対価の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額は、施設整備費割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。</p>												
22	3(3) 入札予定価格	<p>（略）</p> <p>なお、入札予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払う建設時支払金及び引渡時支払金、整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純合計した金額である。算定方法に関する詳細については、「6（4）施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書」を参照のこと。（略）</p>	<p>（略）</p> <p>なお、入札予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払う建設時支払金及び引渡時支払金、施設整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純合計した金額である。算定方法に関する詳細については、「6（4）施設整備委託料及び運営委託料に関する内訳書」を参照のこと。（略）</p>												
38	6(2)ア 入札書	<p>・入札価格は、建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純に合計した金額（実額）を記載すること。</p>	<p>・入札価格は、建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる施設整備費割賦料及び運営委託料（売電収入等は相殺済み）を単純に合計した金額（実額）を記載すること。</p>												
38	6(2)イ 入札価格内訳書	<p>・内訳書に記載される建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる整備費割賦料及び運営委託料の合計額は、入札書（様式4-1）に記載される金額と必ず一致すること。</p>	<p>・内訳書に記載される建設時支払金、引渡時支払金、及び運営・維持管理期間にわたる施設整備費割賦料及び運営委託料の合計額は、入札書（様式4-1）に記載される金額と必ず一致すること。</p>												
39	6(4)イ 運営・維持管理費関連	<p>破碎選別設備を含めた本施設の運営・維持管理にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。な</p>	<p>前処理設備を含めた本施設の運営・維持管理にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。なお、</p>												

		<p>お、詳細は別紙3に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定することとする。 	<p>詳細は別紙3に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ及び粗大ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定することとする。
40	6(4)ウ その他収入 内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって想定する各種ごみの処理量を前提に、余剰電力の売却収入（売電）、有価物及び資源化物の売却収入を算定し提案すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ及び粗大ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって想定する各種ごみの処理量を前提に、余剰電力の売却収入（売電）、有価物及び資源化物の売却収入を算定し提案すること。
41	6(4)エ 施設整備委託料及び運営委託料支払予定表	<p>運営・維持管理期間に、市が民間事業者に支払う整備費割賦料及び運営委託料の算定にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) <u>整備費割賦料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費割賦料の元金は、施設整備費の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した額であることに留意する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <u>整備費割賦料</u>は、上記の元金に金融機関からの借入金の金利相当分（基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せして算定）を加えた合計額とし、借入金分は返済期間20年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。(略) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 提案書の作成時には、平成27年7月8日(水)の基準金利を用いて<u>整備費割賦料</u>を提案するものであるが、実際 	<p>運営・維持管理期間に、市が民間事業者に支払う施設整備費割賦料及び運営委託料の算定にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) <u>施設整備費割賦料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>施設整備費割賦料</u>の元金は、施設整備費の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した額であることに留意する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <u>施設整備費割賦料</u>は、上記の元金に金融機関からの借入金の金利相当分（基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せして算定）を加えた合計額とし、借入金分は返済期間20年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。(略) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 提案書の作成時には、平成27年7月8日(水)の基準金利を用いて<u>施設整備費割賦料</u>を提案するものであるが、

		の支払額は、供用開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）の基準金利にて算定される額とする。（略）	実際の支払額は、供用開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）の基準金利にて算定される額とする。（略）																				
43	6(4)オ(ア) 施設整備費の資金調達に関する考え方	・「金融機関からのプロジェクトファイナンスによる借入金元金」及び「出資金」の合計額は、 <u>整備費割賦料</u> の元金となるよう、施設整備費内訳書（様式13-2）との整合を図る。	・「金融機関からのプロジェクトファイナンスによる借入金元金」及び「出資金」の合計額は、 <u>施設整備費割賦料</u> の元金となるよう、施設整備費内訳書（様式13-2）との整合を図る。																				
43	6(4)オ 資金調達計画	（オ）金利変動に伴う <u>整備費割賦料</u> の改定 ・ <u>整備費割賦料</u> の算定根拠となる基準金利に上乗せするスプレッドを記入する。	（オ）金利変動に伴う <u>施設整備費割賦料</u> の改定 ・ <u>施設整備費割賦料</u> の算定根拠となる基準金利に上乗せするスプレッドを記入する。																				
43	6(4)カ(ア) 損益計算書	・ <u>整備費割賦料</u> 及び運営委託料は、施設整備委託料及び運営委託料支払予定表（様式13-10）との整合を図る。	・ <u>施設整備費割賦料</u> 及び運営委託料は、施設整備委託料及び運営委託料支払予定表（様式13-10）との整合を図る。																				
3	別紙3 1(1) 全体の構成	民間事業者が実施する設計・建設業務に相当する対価（以下「施設整備委託料」という。）は、設計・建設期間に支払う「建設時支払金」、所有権移転後に支払う「引渡時支払金」、運営・維持管理期間に支払う「 <u>整備費割賦料</u> 」で構成される。 表 施設整備委託料及び運営委託料、その他収入の構成	民間事業者が実施する設計・建設業務に相当する対価（以下「施設整備委託料」という。）は、設計・建設期間に支払う「建設時支払金」、所有権移転後に支払う「引渡時支払金」、運営・維持管理期間に支払う「 <u>施設整備費割賦料</u> 」で構成される。 表 施設整備委託料及び運営委託料、その他収入の構成																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>民間事業者の収入</th> <th>収受方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計・建設</td> <td>建設時支払金</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>引渡時支払金</td> </tr> <tr> <td><u>整備費割賦料</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考	設計・建設	建設時支払金	(略)		引渡時支払金	<u>整備費割賦料</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>民間事業者の収入</th> <th>収受方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計・建設</td> <td>建設時支払金</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>引渡時支払金</td> </tr> <tr> <td><u>施設整備費割賦料</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考	設計・建設	建設時支払金	(略)		引渡時支払金	<u>施設整備費割賦料</u>
業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考																				
設計・建設	建設時支払金	(略)																					
	引渡時支払金																						
	<u>整備費割賦料</u>																						
業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考																				
設計・建設	建設時支払金	(略)																					
	引渡時支払金																						
	<u>施設整備費割賦料</u>																						
5	別紙3 1(2)イ 交付金	図表 交付金等の算定の考え方（図表略） ① 建設時支払金及び引渡時支払金 ② <u>整備費割賦料</u> の元金（民間資金）	図表 交付金等の算定の考え方（図表略） ① 建設時支払金及び引渡時支払金 ② <u>施設整備費割賦料</u> の元金（民間資金）																				

5	別紙3 1(2)エ 設計・建設 業務	エ <u>整備費割賦料</u> 次の元金と金利をあわせた額であり、運営・維持管理期間にわたって市が民間事業者に支払う割賦料である。	エ <u>施設整備費割賦料</u> 次の元金と金利をあわせた額であり、運営・維持管理期間にわたって市が民間事業者に支払う割賦料である。
6	別紙3 1(2)オ 事業量の変動により費用が変化するものについて	<u>整備費割賦料</u> の元金に含まれる費用のうち、汚染土壌対策業務、地中支障物対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、上下水道、電話）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。 (略)	<u>施設整備費割賦料</u> の元金に含まれる費用のうち、汚染土壌対策業務、地中支障物対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、上下水道、電話）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。 (略)
8	別紙3 1(3) 運営・維持 管理業務	・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定し算定することとする。	・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「160千トン」程度、不燃ごみ及び粗大ごみ「12千トン」程度（その内、粗大ごみ「3.5千トン」程度）とし、入札参加者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定し算定することとする。
11	別紙3 2 施設整備 委託料 及び運営 委託料の 支払いに ついて	市は、「建設時支払金及び引渡時支払金」、「 <u>整備費割賦料</u> 」、「運営委託料」を、市と民間事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき、民間事業者に対し支払うものとする。 (2) <u>整備費割賦料</u> 民間事業者は、運営・維持管理期間の各年度の第1四半期相当分を7月1日以降に、第2四半期相当分を10月1日以降に、第3四半期相当分を1月1日以降に及び第4四半期相当分を4月1日以降に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。(略)	市は、「建設時支払金及び引渡時支払金」、「 <u>施設整備費割賦料</u> 」、「運営委託料」を、市と民間事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき、民間事業者に対し支払うものとする。 (2) <u>施設整備費割賦料</u> 民間事業者は、運営・維持管理期間の各年度の第1四半期相当分を7月1日以降に、第2四半期相当分を10月1日以降に、第3四半期相当分を1月1日以降に及び第4四半期相当分を4月1日以降に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。(略)
12	別紙3 2(3) 運営委託料	(略) 市は、請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して <u>整備費割賦料</u> とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度4回とし、計80回支払う。(略)	(略) 市は、請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して <u>施設整備費割賦料</u> とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度4回とし、計80回支払う。(略)

13	別紙 3	表 <u>整備費割賦料</u> ・運営委託料等の支払いイメージ (表中 <u>整備費割賦料</u>)	表 <u>施設整備費委託料</u> ・運営委託料等の支払いイメージ (表中 <u>施設整備費割賦料</u>)
25	別紙 5	<u>整備費割賦料</u> 及び運営委託料の改定について 1 <u>整備費割賦料</u> の改定 金利変動を考慮した改定を行うため、運営 11 年度目である第 41 回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの <u>整備費割賦料</u> を算定し直す。なお、民間事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。 (略)	<u>施設整備費割賦料</u> 及び運営委託料の改定について 1 <u>施設整備費割賦料</u> の改定 金利変動を考慮した改定を行うため、運営 11 年度目である第 41 回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの <u>施設整備費割賦料</u> を算定し直す。なお、民間事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。 (略)

2 要求水準書 本文

要求水準書 本文において、公表資料を次のとおり修正します。(表中の下線部は修正部分)

頁	項目名	旧 (修正前)	新 (修正後)
II	目次	第 7 章 プラント工事 第 3 節 前処理設備 (<u>破砕選別設備</u>)	第 7 章 プラント工事 第 3 節 前処理設備
2	第 1 編第 1 章 第 2 節 用語の定義	(9)「不燃ごみ」とは、本市のごみ分別区分により、不燃ごみ及び粗大ごみとして本施設に搬入されるごみを総称していう。 (14)「破砕物」とは、不燃ごみを前処理設備で破砕した後の残渣を総称していう。 (15)「破砕残渣」とは、 <u>搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを破砕選別設備</u> で破砕・選別し、金属類などの有価物を回収した後に排出された残渣をいう。 (16)「破砕資源物」とは、不燃ごみを前処理設備で破砕・選別して回収した金属類を総称していう。	(9)「不燃ごみ等」とは、本市のごみ分別区分により、不燃ごみ及び粗大ごみとして本施設に搬入されるごみを総称していう。 (14)「破砕物」とは、不燃ごみ等を前処理設備で破砕した後の残渣を総称していう。 (15)「破砕残渣」とは、 <u>不燃ごみ等を前処理設備</u> で破砕・選別し、金属類などの有価物を回収した後に排出された残渣をいう。 (16)「破砕資源物」とは、不燃ごみ等を前処理設備で破砕・選別して回収した金属類を総称していう。
3	第 1 編第 1 章 第 2 節 用語の定義	(23)「前処理設備」とは、本施設のうち、不燃ごみ・ <u>粗大ごみ</u> を金属類、破砕残渣等に破砕・選別する設備をいう。	(23)「前処理設備」とは、本施設のうち、不燃ごみ等を金属類、破砕残渣等に破砕・選別する設備をいう。

		(24)「ごみ処理施設」とは、本施設のうち、処理施設、 <u>破砕選別設備</u> を総称していう。	(24)「ごみ処理施設」とは、本施設のうち、処理施設、 <u>前処理設備</u> を総称していう。												
4	第1編第1章 第3節 基本事項	本事業は、可燃ごみ約16万トン／年程度、不燃ごみ約1.2万トン／年程度を適正に処理することを目的として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理までを一括して行うものである。	本事業は、可燃ごみ約16万トン／年程度、不燃ごみ <u>等</u> 約1.2万トン／年程度を適正に処理することを目的として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理までを一括して行うものである。												
8	第1編第1章 第10節 情報の取り扱い	(略) 民間事業者が所有する本事業に関する情報は、市の求めに応じ、全て市に提供するものとする。 <u>ただし、特段の事由等により、市が提供しないこと認められたものについては、この限りではない。</u> なお、市に提供した情報等の取扱いについては、市と協議の上、決定する。	(略) 民間事業者が所有する本事業に関する情報は、市の求めに応じ、全て市に提供するものとする。 <u>なお、民間事業者から提供を受けた情報については、民間事業者と市が協議の上、その取り扱いを決定する。</u>												
11	第1編第2章 第2節 1 ごみ処理施設の運転管理	・可燃ごみや不燃ごみを受入れ、安定した施設の運転を行い適正に処理する。	・可燃ごみや不燃ごみ <u>等</u> を受入れ、安定した施設の運転を行い適正に処理する。												
13	第1編第2章 第2節 4(2) 有価物の取扱い	・前処理設備での <u>破砕選別</u> 処理により発生する破砕資源物は、民間事業者の責任において全量有効利用を図る。	・前処理設備での処理により発生する破砕資源物は、民間事業者の責任において全量有効利用を図る。												
15	第2編第1章 第1節	表2-1-1 施設の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理能力</td> <td>【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【<u>破砕選別設備</u>】 50トン／5時間</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【 <u>破砕選別設備</u> 】 50トン／5時間	その他施設	【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)	表2-1-1 施設の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理能力</td> <td>【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【<u>前処理設備</u>】 50トン／5時間</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>【<u>ごみ処理施設</u>関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【 <u>前処理設備</u> 】 50トン／5時間	その他施設	【 <u>ごみ処理施設</u> 関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)
項目	概要														
処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【 <u>破砕選別設備</u> 】 50トン／5時間														
その他施設	【処理施設関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)														
項目	概要														
処理能力	【処理施設】 660トン／日（2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【 <u>前処理設備</u> 】 50トン／5時間														
その他施設	【 <u>ごみ処理施設</u> 関連】 ① 管理機能設備、② 計量棟、③ 洗車場、④ 搬入禁止物ストックヤード等 (略)														

27	第2編第1章 第3節	表 2-1-3 性能試験の項目と方法	表 2-1-3 性能試験の項目と方法																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>試験項目</th> <th>保証値</th> <th>試験方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>主要な発生源を測定する 処理施設、<u>破碎選別設備稼働時</u>に実施する</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略) 処理施設、<u>破碎選別設備稼働時</u>に実施する</td> </tr> </tbody> </table>	番号	試験項目	保証値	試験方法	備考	6	(略)			主要な発生源を測定する 処理施設、 <u>破碎選別設備稼働時</u> に実施する	7	(略)			(略) 処理施設、 <u>破碎選別設備稼働時</u> に実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>試験項目</th> <th>保証値</th> <th>試験方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>主要な発生源を測定する <u>ごみ処理施設稼働時</u>に実施する</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略) <u>ごみ処理施設稼働時</u>に実施する</td> </tr> </tbody> </table>	番号	試験項目	保証値	試験方法	備考	6	(略)			主要な発生源を測定する <u>ごみ処理施設稼働時</u> に実施する	7	(略)	
番号	試験項目	保証値	試験方法	備考																											
6	(略)			主要な発生源を測定する 処理施設、 <u>破碎選別設備稼働時</u> に実施する																											
7	(略)			(略) 処理施設、 <u>破碎選別設備稼働時</u> に実施する																											
番号	試験項目	保証値	試験方法	備考																											
6	(略)			主要な発生源を測定する <u>ごみ処理施設稼働時</u> に実施する																											
7	(略)			(略) <u>ごみ処理施設稼働時</u> に実施する																											
39	第2編第2章 第2節 1(1)処理方式	イ 不燃ごみ 処理方式は、 <u>破碎選別方式</u> とする。 破碎・選別により金属類（鉄、アルミ）を有価物として売却し、破碎残渣は焼却、熔融又は外部での処理により適切に資源化を行う。	イ <u>不燃ごみ等</u> 処理方式は、 <u>破碎選別方式</u> とする。 破碎・選別により金属類（鉄、アルミ）を有価物として売却し、破碎残渣は焼却、熔融又は外部での処理により適切に資源化を行う。																												
39	第2編第2章 第2節 1(2)ア 処理量	(イ) <u>前処理設備（破碎選別設備）</u> 50 トン／5 時間、1.2 万トン／年程度 (内粗大ごみ 0.35 万トン／年程度)	(イ) <u>前処理設備</u> 50 トン／5 時間、1.2 万トン／年程度 (内粗大ごみ 0.35 万トン／年程度)																												
42	第2編第2章 第2節 2 計画ごみ質	(2) <u>不燃ごみ</u> 不燃ごみの主な対象物を表 2-2-3 に示す。 表 2-2-3 <u>不燃ごみの主な対象物</u>	(2) <u>不燃ごみ等</u> 不燃ごみ <u>等</u> の主な対象物を表 2-2-3 に示す。 表 2-2-3 <u>不燃ごみ等</u> の主な対象物																												
42	第2編第2章 第2節 3(1) 車両動線等	・可燃ごみの搬入、不燃ごみの搬入、薬品の受入れ、生成物等の搬出等が安全かつ円滑に行えるように全体を計画する。	・可燃ごみの搬入、不燃ごみ <u>等</u> の搬入、薬品の受入れ、生成物等の搬出等が安全かつ円滑に行えるように全体を計画する。																												
55	第2編第3章 第1節 一般事項	・土木工事の施工にあたっては、衛生組合が実施する地下部解体工事と協調し、できるだけ効率的かつ合理的な施工を行う。なお、平成 27 年 4 月時点での事業予定地概況図を、 <u>添付資料 6 「事業予定地概況図」</u> に示す。	・土木工事の施工にあたっては、衛生組合が実施する地下部解体工事と協調し、できるだけ効率的かつ合理的な施工を行う。なお、平成27年4月時点での事業予定地概況図を、 <u>添付資料 5 「事業予定地概況図（地下埋設物等残置状況）」</u> に示す。																												
59	第2編第4章	・ <u>大ホール</u> には、見学者への説明用機	・ <u>見学者説明用会議室</u> には、見学者へ																												

	第2節 2(3)見学者等環境学習対応設備	器等を設置する。	の説明用機器等を設置する。								
59	第2編第4章 第2節 2(3)見学者等環境学習対応設備	表2-3-2 見学者等環境学習対応設備に必要な諸室等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>面 積 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用ホール</td> <td>面積等は100人以上の見学者を考慮</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	面 積 等	見学者説明用ホール	面積等は100人以上の見学者を考慮	表2-3-2 見学者等環境学習対応設備に必要な諸室等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>面 積 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用会議室</td> <td>面積等は100人以上の見学者を考慮</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	面 積 等	見学者説明用会議室	面積等は100人以上の見学者を考慮
項 目	面 積 等										
見学者説明用ホール	面積等は100人以上の見学者を考慮										
項 目	面 積 等										
見学者説明用会議室	面積等は100人以上の見学者を考慮										
60	第2編第4章 第3節 4 設計荷重	・比重は、可燃ごみ0.2、不燃ごみ0.1、焼却灰1.0、その他は設計仕様とするが、安全率を考慮する。	・比重は、可燃ごみ0.2、不燃ごみ等0.1、焼却灰1.0、その他は設計仕様とするが、安全率を考慮する。								
66	第2編第5章 第4節 エレベータ設備	・エレベータの非常用通信装置への応答装置を中央管制室に設置する等、緊急時対応を即座に行えるようにする。	・エレベータの非常用通信装置への応答装置を中央管制室に設置する等、緊急時対応を即座に行えるようにする。								
66	第2編第5章 第5節 消防設備	・可燃ごみピット及び不燃ごみ貯留装置には、火災を有効に検知できる装置及びピット又は貯留装置の全域を安全かつ確実に消火できる装置を設ける。遠隔操作式放水銃装置とする場合には、各ピットにおいてピット全域に放水でき、同時に全台定格放水が可能な構成とする。 ・ <u>不燃ごみの前処理（破碎選別処理）</u> に必要となる防火・防爆対策及び搬送コンベヤ等の防火対策を講じる。	・可燃ごみピット及び不燃ごみ等貯留装置には、火災を有効に検知できる装置及びピット又は貯留装置の全域を安全かつ確実に消火できる装置を設ける。遠隔操作式放水銃装置とする場合には、各ピットにおいてピット全域に放水でき、同時に全台定格放水が可能な構成とする。 ・ <u>前処理設備</u> に必要となる防火・防爆対策及び搬送コンベヤ等の防火対策を講じる。								
75	第2編第7章 第2節 1(1)ごみ等計量器	ごみ等計量器は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物の搬入・搬出車両の車両重量を計量するものである。	ごみ等計量器は、可燃ごみ、不燃ごみ等、資源化物の搬入・搬出車両の車両重量を計量するものである。								
76	第2編第7章 第2節 2 可燃ごみ投入ステージ	・投入ステージは、可燃ごみ搬入車両と不燃ごみ搬入車両の動線が交錯しない位置に配置する。	・投入ステージは、可燃ごみ搬入車両と不燃ごみ等搬入車両の動線が交錯しない位置に配置する。								

79	第2編第7章 第3節	第3節 前処理設備（破砕選別設備） 本設備は、不燃ごみを焼却・溶融処理するために前処理する設備である。	第3節 前処理設備 本設備は、不燃ごみ等を焼却・溶融処理するために前処理する設備である。
79	第2編第7章 第3節	1 不燃ごみ投入ステージ ・投入ステージは、可燃ごみ搬入車両と不燃ごみ搬入車両の動線が交錯しない位置に配置する。	1 不燃ごみ等投入ステージ ・投入ステージは、可燃ごみ搬入車両と不燃ごみ等搬入車両の動線が交錯しない位置に配置する。
80	第2編第7章 第3節	・監視カメラを設置し、不燃ごみ搬入車両の投入ステージ内での動作を撮影する。撮影範囲は投入ステージ全域とし、全ての車両の動作が確認できること。映像は車両が判別可能な解像度とすること。	・監視カメラを設置し、不燃ごみ等搬入車両の投入ステージ内での動作を撮影する。撮影範囲は投入ステージ全域とし、全ての車両の動作が確認できること。映像は車両が判別可能な解像度とすること。
80	第2編第7章 第3節 2 搬入禁止物ストックヤード	本ストックヤードは、不燃ごみからの搬入禁止物の除去と一時保管、市が収集した不法投棄ごみに含まれる搬入禁止物の一時保管、これらの搬入禁止物の搬出作業を行うものである。	本ストックヤードは、不燃ごみ等からの搬入禁止物の除去と一時保管、市が収集した不法投棄ごみに含まれる搬入禁止物の一時保管、これらの搬入禁止物の搬出作業を行うものである。
80	第2編第7章 第3節	3 不燃ごみ受入・貯留装置及び供給装置 本装置は、搬入禁止物除去後の不燃ごみの貯留、前処理装置への供給を行うものである。 ・前処理装置の形式に応じた貯留スペースを設ける。貯留形式は提案によるが、少なくとも1つは不燃ごみピットを設けるものとする。 ・不燃ごみ貯留装置の内、ピット形式のものは、「第2編 第7章 第2節 6 可燃ごみピット」の仕様に準ずる。	3 不燃ごみ等受入・貯留装置及び供給装置 本装置は、搬入禁止物除去後の不燃ごみ等の貯留、前処理装置への供給を行うものである。 ・前処理装置の形式に応じた貯留スペースを設ける。貯留形式は提案によるが、少なくとも1つは不燃ごみ等ピットを設けるものとする。 ・不燃ごみ等貯留装置の内、ピット形式のものは、「第2編 第7章 第2節 6 可燃ごみピット」の仕様に準ずる。
81	第2編第7章 第3節	・不燃ごみ貯留装置には消火設備を設ける。 ・不燃ごみ貯留装置には監視カメラを設置し、不燃ごみ貯留装置全域の状態を常時監視できるようにする。なお、監視カメラを赤外線式とする等、火災等が発生した場合でも火災場所を含めた不燃ごみ貯留装置内のごみ表層を確	・不燃ごみ等貯留装置には消火設備を設ける。 ・不燃ごみ等貯留装置には監視カメラを設置し、不燃ごみ等貯留装置全域の状態を常時監視できるようにする。なお、監視カメラを赤外線式とする等、火災等が発生した場合でも火災場所を含めた不燃ごみ等貯留装置内のごみ表

		<p>認できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラで撮影した不燃ごみ貯留装置内の映像は、1週間以上保存する。(略) ・前処理装置への不燃ごみの供給は、安全かつ安定的に行うことができるようにする。 	<p>層を確認できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラで撮影した不燃ごみ等貯留装置内の映像は、1週間以上保存する。(略) ・前処理装置への不燃ごみ等の供給は、安全かつ安定的に行うことができるようにする。
81	第2編第7章 第3節 4 前処理装置	<p>本装置は、不燃ごみを破砕し、前処理する装置である。</p>	<p>本装置は、不燃ごみ等を破砕し、前処理する装置である。</p>
81	第2編第7章 第3節 6 破砕物搬送装置	<p>本装置は前処理装置で処理後の不燃ごみや選別した資源化物を搬送するものである。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンベヤスケールを採用する等、不燃ごみから発生した各破砕物の重量を測定できるようにする。 	<p>本装置は前処理装置で処理後の不燃ごみ等や選別した資源化物を搬送するものである。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンベヤスケールを採用する等、不燃ごみ等から発生した各破砕物の重量を測定できるようにする。
81	第2編第7章 第3節 7 破砕物貯留装置	<p>本装置は、不燃ごみを破砕選別後から資源化処理又は有価物として売却するまでの間、各破砕物を貯留するものである。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留容量は、不燃ごみ処理量の7日分以上(破砕物種別毎)とする。 	<p>本装置は、不燃ごみ等を破砕選別後から資源化処理又は有価物として売却するまでの間、各破砕物を貯留するものである。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留容量は、不燃ごみ等処理量の7日分以上(破砕物種別毎)とする。
89	第2編第7章 第6節 3 脱硝設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各薬剤貯留槽の容量は基準ごみで全炉定格運転時の7日分以上とし、取引単位搬入量、災害発生後の継続運転を考慮して定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各薬品槽の容量は基準ごみで全炉定格運転時の7日分以上とし、取引単位搬入量、災害発生後の継続運転を考慮して定める。
92	第2編第7章 第11節 貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ由来の資源化対象物及び有価物の貯留量については、不燃ごみ処理量の7日間以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ等由来の資源化対象物及び有価物の貯留量については、不燃ごみ等処理量の7日間以上とする
98	第2編第7章 第15節 1(3)ITV監視装置	<p>ア 処理施設</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ貯留装置及び供給装置 	<p>ア 不燃ごみ等処理施設</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ等貯留装置及び供給装置
101	第2編第7章 第15節	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧するリアルタイム監視映像は、投入ステージ、可燃ごみピット、不燃 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧するリアルタイム監視映像は、投入ステージ、可燃ごみピット、不燃

	3(5)ITV映像データ	ごみ貯留装置及び供給装置とし、その他については、市と協議の上、決定する。	ごみ等貯留装置及び供給装置とし、その他については、市と協議の上、決定する。
107	第3編第2章 第1節 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみを処理することにより発生する焼却灰及び溶融飛灰等の資源化対象物は、全量資源化を行う。 ・本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみを処理することにより発生する溶融スラグ及び金属類等の有価物は、全量有効利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ等を処理することにより発生する焼却灰及び溶融飛灰等の資源化対象物は、全量資源化を行う。 ・本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ等を処理することにより発生する溶融スラグ及び金属類等の有価物は、全量有効利用する。
112	第3編第3章 第1節 基本事項	・可燃ごみ、不燃ごみの搬入について、これらの引渡し方法、計量・受付、投入要領、場内走行等の取り決めは、予め市と協議して定める。	・可燃ごみ、不燃ごみ等の搬入について、これらの引渡し方法、計量・受付、投入要領、場内走行等の取り決めは、予め市と協議して定める。
113	第3編第3章 第5節 運転計画	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の運転は、可燃ごみの処理は24時間、不燃ごみの処理は5時間を基本とする。なお、年末年始を含めた通年運転の実施も考慮した運転計画とする。 ・処理量は、可燃ごみ日量660トン（年間16万トン程度）、不燃ごみ日量50トン（年間1.2万トン程度）とし、施設の年間稼働日数は、処理量に応じて適切に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の運転は、可燃ごみの処理は24時間、不燃ごみ等の処理は5時間を基本とする。なお、年末年始を含めた通年運転の実施も考慮した運転計画とする。 ・処理量は、可燃ごみ日量660トン（年間16万トン程度）、不燃ごみ等日量50トン（年間1.2万トン程度）とし、施設の年間稼働日数は、処理量に応じて適切に定める。
113	第3編第3章 第6節 搬入管理	・可燃ごみ、不燃ごみの搬入受入時間については、原則として、年末年始を除く月～土曜日の8:45から16:30とする。	・可燃ごみ、不燃ごみ等の搬入受入時間については、原則として、年末年始を除く月～土曜日の8:45から16:30とする。
127	第3編第7章 第1節 運転記録報告	・処理施設運転実績（稼働日数、時間）	・ごみ処理施設運転実績（稼働日数、時間）

3 様式集

様式集において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

項目名	旧（修正前）	新（修正後）												
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第4章第2節 2(3)見学者等環境学習対応設備 要求水準書欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>面積等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用 <u>ホール</u></td> <td>面積等は100人以上の見学者を考慮</td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積等	見学者説明用 <u>ホール</u>	面積等は100人以上の見学者を考慮	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>面積等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用 <u>会議室</u></td> <td>面積等は100人以上の見学者を考慮</td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積等	見学者説明用 <u>会議室</u>	面積等は100人以上の見学者を考慮				
項目	面積等													
見学者説明用 <u>ホール</u>	面積等は100人以上の見学者を考慮													
項目	面積等													
見学者説明用 <u>会議室</u>	面積等は100人以上の見学者を考慮													
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第4章第2節 2(3)見学者等環境学習対応設備 提案内容欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>面積等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用 <u>ホール</u></td> <td>m2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積等	見学者説明用 <u>ホール</u>	m2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>面積等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者説明用 <u>会議室</u></td> <td>m2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積等	見学者説明用 <u>会議室</u>	m2				
項目	面積等													
見学者説明用 <u>ホール</u>	m2													
項目	面積等													
見学者説明用 <u>会議室</u>	m2													
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第4章第6節 2 駐車場 要求水準書欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>駐車台数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来客用</td> <td><u>10台</u>以上</td> <td>身障者用を1台以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	駐車台数	備考	来客用	<u>10台</u> 以上	身障者用を1台以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>駐車台数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来客用</td> <td><u>15台</u>以上</td> <td>身障者用を1台以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	駐車台数	備考	来客用	<u>15台</u> 以上	身障者用を1台以上
種類	駐車台数	備考												
来客用	<u>10台</u> 以上	身障者用を1台以上												
種類	駐車台数	備考												
来客用	<u>15台</u> 以上	身障者用を1台以上												
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第5章第6節 要求水準書欄	2 洗車用水栓 ・洗車用水栓個数 <u>8個</u> 以上	2 洗車用水栓 ・洗車用水栓個数 <u>10個</u> 以上												
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第7章第6節 2(1)湿式脱塩設備 提案内容欄	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>薬剤貯留槽</u>の容量 基準ごみで全炉定格運転時の ()日分 (<u>薬剤</u>名) ()日分 (<u>薬剤</u>名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>薬品槽</u>の容量 基準ごみで全炉定格運転時の ()日分 (<u>薬品</u>名) ()日分 (<u>薬品</u>名) 												

様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第7章第6節 要求水準書欄	3 脱硝設備 —	3 脱硝設備 ・各薬品槽の容量は基準ごみで全炉定格運転時の7日分以上とする。
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第7章第6節 提案内容欄	・ <u>薬剂貯留槽</u> の容量 基準ごみで全炉定格運転時の ()日分 (<u>薬剂名</u>) ()日分 (<u>薬剂名</u>)	・ <u>薬品槽</u> の容量 基準ごみで全炉定格運転時の ()日分 (<u>薬品名</u>) ()日分 (<u>薬品名</u>)
様式集 様式6-2 要求水準書対応書 第2編第7章第16節 その他設備 要求水準書欄	1 洗車場 ・台数は <u>8台分</u> 以上とする。	1 洗車場 ・台数は <u>10台分</u> 以上とする。

4 基本協定書（案）

基本協定書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
7	第5条	5 (2) 乙は、資源化受託企業に [資源化処理／運送] 委託契約に従った [資源化処理／運送] 業務を遂行せしめることができるよう、甲に対して資源化に必要な性状及び分量の資源化対象物を運営・維持管理業務の遂行過程において生成することを確約し、運営・維持管理期間に亘って資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達することを保証する。（略）	5 (2) <u>資源化処理企業を除く</u> 乙は、資源化受託企業に [資源化処理／運送] 委託契約に従った [資源化処理／運送] 業務を遂行せしめることができるよう、甲に対して資源化に必要な性状及び分量の資源化対象物を運営・維持管理業務の遂行過程において生成することを確約し、運営・維持管理期間に亘って資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達することを保証する。（略）

5 基本契約書（案）

基本契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
8	第6条	4 乙は、 <u>当該</u> 契約の締結と同時に、別紙所定の書式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。	4 乙は、 <u>この</u> 契約の締結と同時に、別紙所定の書式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。

6 事業契約書（案）

事業契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
3	目次	第31条（法令による完成検査等）	第31条（法令 <u>等</u> による完成検査等）
4	目次	第75条（法令変更及び不可抗力）	第75条（法令 <u>等</u> 変更及び不可抗力）
5	別紙一覧	別紙5 <u>施設整備委託料</u> 及び運営委託料の改定方法 別紙6 <u>整備費割賦料</u> の償還表 別紙11 法令変更による費用の負担割合	別紙5 <u>施設整備費割賦料</u> 及び運営委託料の改定方法 別紙6 <u>施設整備費割賦料</u> の償還表 別紙11 法令 <u>等</u> 変更による費用の負担割合
9	第1条	<p>(43)「施設整備委託料」とは、本施設の設計・建設業務の対価として施設整備費に基づき市からSPCに支払われる委託料をいい、建設時支払金、引渡時支払金及び<u>整備費割賦料</u>により構成される。</p> <p>(45)「処理施設」とは、本施設のうち、可燃ごみ及び破碎残渣を処理する施設をいう。</p> <p>(48)「<u>整備費割賦料</u>」とは、本施設の設計・建設業務に係る費用の対価として、市がSPCに対して割賦で支払う料金をいい、施設整備委託料から建設時支払金及び引渡時支払金を除いた金額が元金となる。その元金に金融機関から借入れた金利相当分を加えた金額である。</p>	<p>(43)「施設整備委託料」とは、本施設の設計・建設業務の対価として施設整備費に基づき市からSPCに支払われる委託料をいい、建設時支払金、引渡時支払金及び<u>施設整備費割賦料</u>により構成される。</p> <p>(45)「処理施設」とは、本施設のうち、可燃ごみ及び<u>焼却・溶融する</u>破碎残渣を処理する施設をいう。</p> <p>(48)「<u>施設整備費割賦料</u>」とは、本施設の設計・建設業務に係る費用の対価として、市がSPCに対して割賦で支払う料金をいい、施設整備委託料から建設時支払金及び引渡時支払金を除いた金額が元金となる。その元金に金融機関から借入れた金利相当分を加えた金額である。</p>
10	第2条	2 SPCは、法令のほか、基本契約、この契約、入札説明書等及び事業提案書に従って本事業を遂行するもの	2 SPCは、法令 <u>等</u> のほか、基本契約、この契約、入札説明書等及び事業提案書に従って本事業を遂行するもの

		とし、それら各書類の間に齟齬がある場合、基本契約、この契約、入札説明書等、事業提案書、の順にその解釈が優先する。	とし、それら各書類の間に齟齬がある場合、基本契約、この契約、入札説明書等、事業提案書、の順にその解釈が優先する。
11	第5条	4 <u>整備</u> 期間において、SPCに帰すべき事由によらず、本事業用地の汚染土壌、地中埋設物又は地盤沈下（入札説明書等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。	4 <u>設計から建設終了までの</u> 期間において、SPCに帰すべき事由によらず、本事業用地の汚染土壌、地中埋設物又は地盤沈下（入札説明書等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。
12	第7条	2 市は、法令に従い、交付金の交付申請を行うものとし、SPCは、当該交付金交付申請その他の関連手続に関し、市の要請に従い、関係書類の作成その他の事務を市のために代行するなど必要な支援と協力を行う。 3 市及びSPCは、交付金の交付額が <u>整備費割賦料</u> の金額に影響を及ぼすことを認識し、市が交付金の交付を受けた実額が交付を受ける想定額と異なる場合には、SPCは <u>整備費割賦料</u> の改定等について市と協議する。	2 市は、法令 <u>等</u> に従い、交付金の交付申請を行うものとし、SPCは、当該交付金交付申請その他の関連手続に関し、市の要請に従い、関係書類の作成その他の事務を市のために代行するなど必要な支援と協力を行う。 3 市及びSPCは、交付金の交付額が <u>施設整備費割賦料</u> の金額に影響を及ぼすことを認識し、市が交付金の交付を受けた実額が交付を受ける想定額と異なる場合には、SPCは <u>施設整備費割賦料</u> の改定等について市と協議する。
13	第13条	2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、法令、要求水準書及びそれに準拠すべきと指定された図書（最新版）その他市が別途指定するもの並びに事業提案書の定めるところに従っていないと判断する場合、当該提出された書面又は図面の受領後、当該判断に要する合理的な日数内に、SPCに対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上、SPCの費用負担において、その修正を求めることができ、SPCはこれに従うものとする。	2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、法令 <u>等</u> 、要求水準書及びそれに準拠すべきと指定された図書（最新版）その他市が別途指定するもの並びに事業提案書の定めるところに従っていないと判断する場合、当該提出された書面又は図面の受領後、当該判断に要する合理的な日数内に、SPCに対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上、SPCの費用負担において、その修正を求めることができ、SPCはこれに従うものとする。

14	第14条	3 (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙11「法令変更による費用の負担割合」に定めるところに従って、市又はSPCがこれを負担するものとし、その負担の方法については、市とSPCとの間の協議によりこれを定める。	3 (3) 当該設計変更が法令等変更による場合、別紙11「法令等変更による費用の負担割合」に定めるところに従って、市又はSPCがこれを負担するものとし、その負担の方法については、市とSPCとの間の協議によりこれを定める。
15	第14条	6 前二項にかかわらず、本条第1項の定めるところに従って市がSPCに対して請求した設計変更若しくは本条第2項の定めるところに従ってSPCが行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い、又は事業提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるとき、その費用負担については、市及びSPCは、第75条に定めるところに従う。	6 前二項にかかわらず、本条第1項の定めるところに従って市がSPCに対して請求した設計変更若しくは本条第2項の定めるところに従ってSPCが行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い、又は事業提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令等変更に基づくものであるとき、その費用負担については、市及びSPCは、第75条に定めるところに従う。
17	第19条	2 SPCは、日本国の法令を遵守の上、法令、要求水準書及びそれに準拠すべきと指定された図書（最新版）その他市が別途指定するもの並びに事業提案書及び設計図書に従い、本件工事を施工しなければならない。	2 SPCは、日本国の法令等を遵守の上、法令等、要求水準書及びそれに準拠すべきと指定された図書（最新版）その他市が別途指定するもの並びに事業提案書及び設計図書に従い、本件工事を施工しなければならない。
21	第31条	(法令による完成検査等) SPCは、その日程を7日前までに市に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係るすべての法令に基づく完成検査を引渡予定日までに受検し、完了しなければならない。	(法令等による完成検査等) SPCは、その日程を7日前までに市に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係るすべての法令等に基づく完成検査を引渡予定日までに受検し、完了しなければならない。
23	第36条	3 (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙11「法令変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市又はSPCが負担するものとし、その負担の方法については、市とSPCとの間の協議により定	3 (3) 当該工事の停止が法令等変更による場合は、別紙11「法令等変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市又はSPCが負担するものとし、その負担の方法については、市とSPCとの間の協議によ

		める。	り定める。
24	第38条	<p>(略) また、市は、SPCに対する当該遅延損害金支払債権と、SPCが市に対して有する整備委託料支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。</p> <p>2 (略) ただし、当該遅延が法令変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第75条に定めるところの負担割合により算出される額は、SPCがこれを負担する。</p>	<p>(略) また、市は、SPCに対する当該遅延損害金支払債権と、SPCが市に対して有する施設整備委託料支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。</p> <p>2 (略) ただし、当該遅延が法令等変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第75条に定めるところの負担割合により算出される額は、SPCがこれを負担する。</p>
26	第42条	<p>3 前2項にかかわらず、本施設の運営・維持管理開始の遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙10「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定めるSPCの負担割合により算出される額並びに本施設の運営・維持管理開始の遅延が法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙11「法令変更による費用の負担割合」に定めるSPCの負担割合により算出される額については、SPCがこれを負担する。</p>	<p>3 前2項にかかわらず、本施設の運営・維持管理開始の遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙10「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定めるSPCの負担割合により算出される額並びに本施設の運営・維持管理開始の遅延が法令等変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙11「法令等変更による費用の負担割合」に定めるSPCの負担割合により算出される額については、SPCがこれを負担する。</p>
32	第59条	<p>3 前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及びSPCが被った損害は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が市の責めに帰すべき場合には、市が合理的な範囲で負担し、それ以外の場合には、この契約に別段の定めがある場合を除き、SPCが負担する。</p>	—
33	第59条	<p>4 本施設に関する重大な事故が発生した場合には、市は調査を遂行するために、市及びSPC以外の第三者（S</p>	<p>3 本施設に関する重大な事故が発生した場合には、市は調査を遂行するために、市及びSPC以外の第三者（S</p>

		<p>PCの構成員及び協力会社を除く。)により構成される委員会(以下「事故調査委員会」という。)を設置することができる。</p> <p>5 SPCは、名古屋市地域防災計画に従い、緊急防災マニュアルを、第45条に規定する運営・維持管理マニュアルの一部として、作成し提出しなければならない。(略)</p>	<p>PCの構成員及び協力会社を除く。)により構成される委員会(以下「事故調査委員会」という。)を設置することができる。</p> <p>4 SPCは、名古屋市地域防災計画に従い、緊急防災マニュアルを、第45条に規定する運営・維持管理マニュアルの一部として、作成し提出しなければならない。(略)</p>
33	第61条	<p>SPCは、自らの責めに帰すべき事由により第59条第1項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の追加費用を負担する。</p> <p>2 市は、自らの責めに帰すべき事由により第59条第1項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の費用を負担する。</p> <p>3 第59条第1項の事態が、市及びSPCのいずれの責めにもよらない場合、施設の運転再開のための修理費等の費用の負担は、市及びSPCで協議して定める。</p>	<p>SPCは、自らの責めに帰すべき事由により第59条第1項又は第60条第1項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の追加費用を負担する。</p> <p>2 市は、自らの責めに帰すべき事由により第59条第1項又は第60条第1項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の費用を負担する。</p> <p>3 第59条第1項又は第60条第1項の事態が、市及びSPCのいずれの責めにもよらない場合、施設の運転再開のための修理費等の費用の負担は、市及びSPCで協議して定める。</p>
36	第69条	<p>2 施設整備委託料及び運営委託料の計算は、施設整備委託料の建設時支払金、引渡時支払金、<u>整備費割賦料</u>及び運営委託料の固定費相当分、変動費相当分に分割して計算する。</p>	<p>2 施設整備委託料及び運営委託料の計算は、施設整備委託料の建設時支払金、引渡時支払金、<u>施設整備費割賦料</u>及び運営委託料の固定費相当分、変動費相当分に分割して計算する。</p>
70	第70条	<p>前条第1項に関わらず、業務に対する施設整備委託料及び運営委託料の支払額は、別紙5「<u>施設整備委託料</u>及び運営委託料の改定方法」の規定に従って改定される。</p>	<p>前条第1項に関わらず、業務に対する施設整備委託料及び運営委託料の支払額は、別紙5「<u>施設整備費割賦料</u>及び運営委託料の改定方法」の規定に従って改定される。</p>
38	第74条	<p>本契約締結日の後、法令変更又は不可抗力により、本施設が設計図書に従い整備ができなくなった場合、本施設がこの契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業</p>	<p>本契約締結日の後、法令等変更又は不可抗力により、本施設が設計図書に従い整備ができなくなった場合、本施設がこの契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業</p>

		<p>務ができなくなった場合又はこの契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、SPCはその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知しなければならない。</p> <p>2 市及びSPCは、前項の通知がなされた時点以降において、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合又は不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れる。ただし、当該市又はSPCは法令変更又は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。</p>	<p>業務ができなくなった場合又はこの契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、SPCはその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知しなければならない。</p> <p>2 市及びSPCは、前項の通知がなされた時点以降において、この契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなった場合又は不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れる。ただし、当該市又はSPCは法令等変更又は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。</p>
38	第75条	<p>(法令変更及び不可抗力)</p> <p>法令変更又は不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、この契約及び業務水準に従って本施設の整備ができなくなったとき若しくは運営・維持管理業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は法令変更又は不可抗力により、この契約及び業務水準に従って本施設の整備若しくは本施設の運営・維持管理業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、市及びSPCは、この契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。</p>	<p>(法令等変更及び不可抗力)</p> <p>法令等変更又は不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、この契約及び業務水準に従って本施設の整備ができなくなったとき若しくは運営・維持管理業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は法令等変更又は不可抗力により、この契約及び業務水準に従って本施設の整備若しくは本施設の運営・維持管理業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、市及びSPCは、この契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。</p>
39	第75条	<p>2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、市はSPCに対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。SPCは、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙10「不可抗力による損害、損失及び費用の負担割</p>	<p>2 法令等変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、市はSPCに対して、当該法令等変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。SPCは、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙10「不可抗力による損害、損失及び費用の負</p>

		<p>合」及び別紙11「法令変更による費用の負担割合」に記載する負担割合によるものとする。</p> <p>3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、市は、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	<p>担割合」及び別紙11「法令等変更による費用の負担割合」に記載する負担割合によるものとする。</p> <p>3 前項の定めるところにかかわらず、法令等変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、市は、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p>
39	第76条	<p>法令変更により、要求水準書又は事業提案書の変更が可能となり、当該変更によって施設整備委託料及び運営委託料（引渡日以降に支払われる<u>整備費割賦料</u>を除く。以下、本条において同じ。）の減額が可能な場合、市及びSPCは、協議により要求水準書又は事業提案書について必要な変更を行い、施設整備委託料及び運営委託料を減額する。</p>	<p>法令等変更により、要求水準書又は事業提案書の変更が可能となり、当該変更によって施設整備委託料及び運営委託料（引渡日以降に支払われる<u>施設整備費割賦料</u>を除く。以下、本条において同じ。）の減額が可能な場合、市及びSPCは、協議により要求水準書又は事業提案書について必要な変更を行い、施設整備委託料及び運営委託料を減額する。</p>
40	第78条	<p>6 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、SPCがこの契約を終了させたときには、市は、SPCに対し、未払いの施設整備委託料及び運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「<u>整備費割賦料</u>の償還表」に定めた償還表の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、SPCの会社維持に要する費用を併せて負担する。</p>	<p>6 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、SPCがこの契約を終了させたときには、市は、SPCに対し、未払いの施設整備委託料及び運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「<u>施設整備費割賦料</u>の償還表」に定めた償還表の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、SPCの会社維持に要する費用を併せて負担する。</p>
41	第79条	<p>2 前項によりこの契約を解除した場合、市との合意がない限り、SPCは市に対して、<u>整備費</u>の100分の10に相当する違約金を支払う。（略）</p>	<p>2 前項によりこの契約を解除した場合、市との合意がない限り、SPCは市に対して、<u>施設整備費</u>の100分の10に相当する違約金を支払う。（略）</p>
42	第80条	<p>2 前項によりこの契約を解除した場合、SPCは、別紙6「<u>整備費割賦料</u>の償還表」に定める<u>整備費割賦委託料</u>の償還表の残存価格の100分の10に</p>	<p>2 前項によりこの契約を解除した場合、SPCは、別紙6「<u>施設整備費割賦料</u>の償還表」に定める<u>施設整備費割賦料</u>の償還表の残存価格の100分の</p>

		相当する違約金を、市に対して支払う。(略)	10に相当する違約金を、市に対して支払う。(略)
42	第80条	4 市は、SPCに対し、未払いの <u>整備費割賦委託料</u> 及び第3項に基づく運営委託料を支払う。支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「 <u>整備費割賦料の償還表</u> 」に定める <u>整備費割賦委託料の償還表</u> の当該支払日以降の利息を控除する。	4 市は、SPCに対し、未払いの <u>施設整備費割賦料</u> 及び第3項に基づく運営委託料を支払う。支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「 <u>施設整備費割賦料の償還表</u> 」に定める <u>施設整備費割賦料の償還表</u> の当該支払日以降の利息を控除する。
43	第81条	7 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、SPCがこの契約を終了させたときには、市は、SPCに対し、未払いの <u>整備委託料</u> 及び運営委託料を支払う。当該支払いについては、市はSPCに一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「 <u>整備費割賦料の償還表</u> 」に定める <u>整備費割賦料の償還表</u> の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、SPCの会社維持に要する費用を併せて負担する。	7 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、SPCがこの契約を終了させたときには、市は、SPCに対し、未払いの <u>施設整備委託料</u> 及び運営委託料を支払う。当該支払いについては、市はSPCに一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙6「 <u>施設整備費割賦料の償還表</u> 」に定める <u>施設整備費割賦料の償還表</u> の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、SPCの会社維持に要する費用を併せて負担する。
45	第87条	2 市は、SPCに対して整備・運営委託料に対する消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)を支払うほか、消費税率及び地方消費税率に係る法令変更にもなう増税分を支払う以外は負担しない。	2 市は、SPCに対して整備・運営委託料に対する消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)を支払うほか、消費税率及び地方消費税率に係る法令等変更にもなう増税分を支払う以外は負担しない。
48	第100条	第100条 (略) (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき	第100条 (略) (1) 法令等変更により業務内容が著しく変更されるとき

7	別紙4 1(1) 全体の構成	SPCが実施する設計・建設業務に相当する対価（以下「施設整備委託料」という。）は、設計・建設期間に支払う「建設時支払金」、所有権移転後に支払う「引渡時支払金」、運営・維持管理期間に支払う「 <u>整備費割賦料</u> 」で構成される。	SPCが実施する設計・建設業務に相当する対価（以下「施設整備委託料」という。）は、設計・建設期間に支払う「建設時支払金」、所有権移転後に支払う「引渡時支払金」、運営・維持管理期間に支払う「 <u>施設整備費割賦料</u> 」で構成される。																				
7	別紙4 1(1) 全体の構成	<p>表 施設整備委託料及び運営委託料、その他収入の構成</p> <table border="1" data-bbox="469 607 954 853"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>民間事業者の収入</th> <th>収受方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計・建設</td> <td>建設時支払金</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>引渡時支払金</td> </tr> <tr> <td><u>整備費割賦料</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考	設計・建設	建設時支払金	(略)		引渡時支払金	<u>整備費割賦料</u>	<p>表 施設整備委託料及び運営委託料、その他収入の構成</p> <table border="1" data-bbox="979 607 1468 853"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>民間事業者の収入</th> <th>収受方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計・建設</td> <td>建設時支払金</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>引渡時支払金</td> </tr> <tr> <td><u>施設整備費割賦料</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考	設計・建設	建設時支払金	(略)		引渡時支払金	<u>施設整備費割賦料</u>
業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考																				
設計・建設	建設時支払金	(略)																					
	引渡時支払金																						
	<u>整備費割賦料</u>																						
業務名	民間事業者の収入	収受方法	備考																				
設計・建設	建設時支払金	(略)																					
	引渡時支払金																						
	<u>施設整備費割賦料</u>																						
9	別紙4 1(2) 設計・建設業務	エ <u>整備費割賦料</u> (略) 基準金利は、 <u>供用</u> 開始後11年目で見直す予定である。	エ <u>施設整備費割賦料</u> (略) 基準金利は、 <u>運営</u> 開始後11年目で見直す予定である。																				
9	別紙4 1(2)エ(イ) 基準金利	②基準金利設定は、 <u>供用</u> 開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。	②基準金利設定は、 <u>運営</u> 開始日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。																				
9	別紙4 1(2)オ 事業量の変動により費用が変化するものについて	<u>整備費割賦料</u> の元金に含まれる費用のうち、汚染土壌対策業務、地中支障物対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、上下水道、電話）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。	<u>施設整備費割賦料</u> の元金に含まれる費用のうち、汚染土壌対策業務、地中支障物対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、上下水道、電話）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。																				
11	別紙4 1(2)カ 償還表の作成	SPCは、交付金、事業量の変動により変化する費用及び基準金利の確定後、運営期間における <u>整備費割賦料</u> の支払額について、別紙6「 <u>整備費割賦料</u> の償還表」に定める様式に従って記載した償還表を市に提出し、確認を受けるものとする。	SPCは、交付金、事業量の変動により変化する費用及び基準金利の確定後、運営期間における <u>施設整備費割賦料</u> の支払額について、別紙6「 <u>施設整備費割賦料</u> の償還表」に定める様式に従って記載した償還表を市に提出し、確認を受けるものとする。																				

14	別紙 4 2 施設整備 委託料及び 運営委託料 の支払いに ついて	市は、SPCに対し「建設時支払金及び引渡時支払金」、「 <u>整備費割賦料</u> 」、「運営委託料」を、市とSPCとの間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。 (2) <u>整備費割賦料</u> SPCは、運営・維持管理期間の各年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。	市は、SPCに対し「建設時支払金及び引渡時支払金」、「 <u>施設整備費割賦料</u> 」、「運営委託料」を、市とSPCとの間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。 (2) <u>施設整備費割賦料</u> SPCは、運営・維持管理期間の各年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。
15	別紙 4 2(3) 運営 委託料	(略) 市は、SPCから四半期業務報告書の提出を受け、四半期（7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）、4月1日以降（第4四半期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内（閉庁日を除く）にSPCへモニタリングの結果を通知する。当該通知の後にSPCは、市に対して運営委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内にSPCに対して <u>整備費割賦料</u> とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度4回とし、計80回支払う。	(略) 市は、SPCから四半期業務報告書の提出を受け、四半期（7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）、4月1日以降（第4四半期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内（閉庁日を除く）にSPCへモニタリングの結果を通知する。当該通知の後にSPCは、市に対して運営委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内にSPCに対して <u>施設整備費割賦料</u> とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度4回とし、計80回支払う。
16	別紙 5	<u>施設整備委託料及び運営委託料の改定方法</u> 1 <u>整備費割賦料</u> の改定 金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第41回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの <u>整備費割賦料</u> を算定し直す。(略)	<u>施設整備費割賦料及び運営委託料の改定方法</u> 1 <u>施設整備費割賦料</u> の改定 金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第41回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの <u>施設整備費割賦料</u> を算定し直す。(略)
18	別紙 6	<u>整備費割賦料</u> の償還表	<u>施設整備費割賦料</u> の償還表

別紙 1 1 法令変更による費用の負担割合

	市の負担割合	S P C の負担割合
① 本事業に直接関連する法令 又は税制の制定・改正の場合	100%	0%
② ①以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に直接関連する法令又は税制とは、特に本施設の設計業務、建設業務、運営・維持管理業務その他本事業に関する事項を直接に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税、消費税その他の税制変更及びS P C又は本事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 1 1 法令等変更による費用の負担割合

1 法令等変更

法令等変更の種類	市の負担割合	S P C の負担割合
① 本事業に直接関連する法令等の場合	100%	0%
② 上記以外の法令等の場合	0%	100%

なお、①の「本事業に直接関連する法令等」とは、特に本施設の設計業務、建設業務、運営・維持管理業務その他本事業に関する事項を直接的に規制することを目的とした法令を意味するものとする。

2 税制に関する法令等変更

法令等変更の種類	市の負担割合	S P C の負担割合
① S P Cの利益に関して課せられる税に関する税制度の場合 (法人税、外形標準課税等)	0%	100%
② 消費税率及び地方消費税率に係る場合	100%	0%

なお、上記①②以外の税制度の変更があった場合は、市とS P Cとの協議とする。

7 資源化処理委託契約書（案）

資源化処理委託契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
4	第2条	委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、 <u>基本契約並びに入札説明書等及び事業提案書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。</u> なお、 <u>基本契約、入札説明書等と事業提案書</u> の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先する。	委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、 <u>法令等のほか、基本契約、この契約、入札説明書等及び事業提案書に従って本業務を遂行しなければならない。</u> なお、 <u>それら各書類</u> の間に齟齬がある場合、基本契約、 <u>この契約、入札説明書等、事業提案書</u> の順にその解釈が優先する。 <u>また、それら各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものを優先するものとするが、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定することができる。</u>
13	別紙 1(2) 各四半期の資源化処理委託料の金額	<u>各四半期に甲が支払う資源化処理委託料は、次の計算式により得られる金額とする。</u> <u>資源化処理委託料 = Σ各種資源化対象物の資源化処理数量 × 提案資源化処理単価</u>	<u>第1四半期から第3四半期の資源化処理委託料については、資源化対象物を、実際に資源化処理した量（以下「実績資源化処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される資源化処理量の4分の1を、民間事業者より提案された資源化処理単価に乗じて算定を行う。</u> 一方、 <u>第4四半期の資源化処理委託料については、資源化処理単価に当該年度の実績資源化処理量を乗じて、年間の資源化処理相当分を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。</u>

8 運送委託契約書（案）

運送委託契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
4	第2条	委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、 <u>基本契約並びに入札説明書等及び事業提案書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。</u> なお、 <u>基本契約、入札説明書等と事業提案書</u> の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先する。	委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、 <u>法令等のほか、基本契約、この契約、入札説明書等及び事業提案書に従って本業務を遂行しなければならない。</u> なお、 <u>それら各書類</u> の間に齟齬がある場合、基本契約、 <u>この契約、入札説明書等、事業提案書</u> の順にその解釈が優先する。 <u>また、それら各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものを優先するものとするが、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定することができる。</u>
12	別紙 1(2) 各四半期の運送委託料の金額	<u>各四半期に甲が支払う運送委託料は、次の計算式により得られる金額とする。</u> <u>運送委託料 = Σ各種資源化対象物の運送数量 × 提案運送単価</u>	<u>第1四半期から第3四半期の運送委託料については、資源化対象物を、実際に運送した量（以下「実績運送量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される運送量の4分の1を、民間事業者より提案された運送単価に乗じて算定を行う。</u> 一方、 <u>第4四半期の運送委託料については、運送単価に当該年度の実績運送量を乗じて、年間の運送相当分を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。</u>